浜松市公告第４４４－１０号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札（入札後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び浜松市契約規則（昭和３９年浜松市規則第３１号）第４条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

　　令和７年７月２２日

浜松市長　中野　祐介

記

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）工事名　令和7年度市道整備単独事業(市)和合49号線道路改良工事

（課名・入札番号）中央土木整備事務所　第２０２５００９５７９号

（２）工事場所　浜松市中央区和合北二丁目地内

（３）工事概要　土木一式工事（別紙設計書のとおり）

（４）工　　期　契約締結日の翌日から令和８年２月６日まで

２　契約事項を示す場所

（１）入札担当課　〒４３０－８６５２　浜松市中央区元城町１０３番地の２

浜松市財務部調達課　　　　　　　電話　０５３－４５７－２１７６

Ｅメールアドレス　tyotatu＠city.hamamatsu.shizuoka.jp

（２）契約担当課　（１）に同じ

３　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる要件を満たす者

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成２０年１０月１日告示第３９０号）の規定により令和７・８年度における土木一式工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、土木一式工事のＢ等級またはＣ等級に格付されている者であること。

（３）浜松市内に本店を有する者であること。

（４）建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

（５）浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。

（６）浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（９）以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

（10）１に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

４　一般競争入札参加資格の確認

（１）入札前に行う入札参加資格の確認

この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式－１）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、入札前の基本的な確認の結果は提出期限日の翌日から７日以内に通知する。なお、確認申請書の提出は電子入札システム（以下「システム」という。）による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準　様式３）を提出）を得た場合は、別記の１により提出することができる。

（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準　様式４）を提出し発注者の指示に従うこと。）

（２）入札後に行う入札参加資格の詳細な確認

開札の結果、落札候補者となった者は、発注者が指定する別記の２の期日までに、発注者の指定する別記の２に掲げる入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

（３）入札参加資格がないと認められた者の説明要求

ア　入札前に行う入札参加資格の基本的な確認において参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の１によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から２日以内に行う。

イ　入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の２によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から２日以内に行う。

（４）入札前に行う入札参加資格の基本的な確認において参加資格がないと認められた者及び別記の１の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

５　契約書案、入札心得及び設計書等について

（１）契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の３により閲覧させ又は入札情報サービス（以下「ＰＰＩ」という。）に公開する。

（２）設計図書等に対する質問書は、別記の４により提出すること。

（３）（２）の質問に対する回答は、開札執行日の前３日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

６　現場説明会の日時及び場所等　現場説明会は、実施しない。

７　入札執行の日時及び場所等　　入札執行の日時等は、別記の５により執行する。

８　入札方法等

（１）システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参又は郵送にて入札できる。

（２）必要な書類

　　ア　システムによる入札の場合　入札書及び工事費内訳書

　　イ　紙入札による場合　　　　　入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

※なお、工事費内訳書は、第１回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（３）（２）の文書を提出しない者の入札は認めない。

（４）入札執行回数は、２回を限度とする。郵便による入札参加者は、１回目の入札で落札者が決定しなかった場合、２回目の入札には参加できないものとする。

９　調査基準価格及び最低制限価格

（１）この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。

（２）最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

１０　積算疑義申立て手続き

本工事は、工事請負契約等の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する要綱に基づく積算疑義申立ての対象であり、別記６により設計書に係る積算内容の疑義申立てを行うことができる。なお、積算疑義申立ての結果、入札を中止する場合がある。

１１　入札保証金　この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

１２　前金払、中間前払金及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づいて行う。

１３　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者のした入札

（２）一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に３に掲げる参加資格を失った者の行った入札

（３）設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

（４）入札参加資格があることを確認された者であって、入札後に行う入札参加資格の詳細な審査において入札参加資格がないと確認された者の行った入札

（５）入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

　　ア　人的関係

（ア）一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

（イ）一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ　その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が１者を除き入札を辞退した場合は、残る１者の入札は無効とはならない。

１４　落札者の決定方法

（１）予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあっては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した工事にあって、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。

（２）落札候補者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札候補者の決定を行う。

（３）入札後に落札候補者から提出された資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

１５　期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第７６号）第１条第１項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

１６　この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　　無

１７　くじの実施

　　落札候補となるべき金額の入札をした者が複数ある場合、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の３ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の３ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

１８　現場代理人常駐義務の緩和

　　この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。

別　記

１　入札前の一般競争入札参加資格確認申請等

（１）システムによる入札の場合

ア　提出期間　令和７年７月２３日（水）午前９時から令和７年７月２９日（火）午後０時（正午）までのシステム稼動時間内とする。

イ　提出書類　確認申請書（様式－１）

（２）紙入札による場合

ア　提出期間　持参の場合は、令和７年７月２３日（水）から令和７年７月２９日（火）までの午前９時から午後５時まで（最終日は午後０時（正午）まで。郵送の場合は令和７年７月２８日（月）必着とする。）

イ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

ウ　提出書類　確認申請書（様式－１）、紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準　様式３）

（３）入札前の一般競争入札参加資格確認申請結果通知

　　令和７年８月６日（水）午後１時以降、システムによる申請については、システムにより通知することとし、紙申請による場合には電子メールで通知する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

（４）入札前に行う入札参加資格の基本的な確認において入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア　方　　法　システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

イ　提出期限　令和７年８月８日（金）午後１時

ウ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

エ　回　　答　令和７年８月８日（金）午後５時までに、システム又は電子メールにより通知する。

２　入札後に行う入札参加資格確認等

（１）提出期間　通知を受け取った日から令和７年８月２５日（月）午後０時（正午）まで（次順位者以降の者は別途指示する。）

（２）提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

（３）提出方法　システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

（４）提出書類　配置予定技術者調書（様式－４）及び添付書類

（５）入札後の一般競争入札参加資格確認申請結果通知

審査が終了し結果が確定次第、システムによる入札者については、システムにより通知することとし、紙入札による入札者については電子メールで通知する。

（６）入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア　方　　法　システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

イ　提出期限　令和７年８月２６日（火）午後１時

ウ　提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

エ　回　　答　令和７年８月２６日（火）午後５時までにシステム又は電子メールにより通知する。

３　設計図書等の閲覧、公開及び入手方法

（１）閲覧期間及び公開期間　令和７年７月２２日（火）から令和７年８月２０日（水）まで（ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後５時までとする。）

（２）閲覧場所　　　　　　　浜松市役所（財務部調達課）

（３）公開場所及び入手方法　ＰＰＩの当該案件のページからダウンロードして入手すること

４　設計図書等に対する質問

（１）提出方法　システム又は電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

（２）受付期間　令和７年７月２３日（水）から令和７年８月１２日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前９時から午後４時まで

（３）提 出 先　浜松市役所（財務部調達課）

５　入札執行日時等

（１）入札書等受付期間

ア　システムによる入札の場合

令和７年８月１９日（火）午前９時から令和７年８月２０日（水）午後０時（正午）までのシステム稼働時間内とする。

イ　紙入札による持参の場合

令和７年８月１９日（火）から令和７年８月２０日（水）の午前９時から午後５時まで（最終日は午後０時（正午）までとする。）※郵送は（２）ウを参照。

（２）提出方法

ア　システムによる入札の場合　工事費内訳書を添付のうえ提出すること。

　　イ　紙入札による持参の場合

　　　（ア）提出場所　浜松市役所（財務部調達課）へ（１）までに直接持参すること。

　　　（イ）提出書類　入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

　　　（ウ）入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続ができなくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準　様式４）及び入札書、委任状（代理人の場合）、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

ウ　紙入札による郵送の場合

　　　（ア）送付先　　浜松市役所 財務部 調達課 工事契約グループ

　　　（イ）提出期限　令和７年８月１９日（火）必着

　　　（ウ）郵送方法　一般書留郵便又は簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便

　　　　　　　　　　　郵送用封筒には、①送付先（入札担当課の郵便番号・所在地・名称）、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札（見積）書と工事費内訳書が一つの封筒に封かんできない場合は、それぞれを封かんした上で一つの郵送用封筒により送付すること。

　　　（エ）提出書類　入札書、工事費内訳書

　　　（オ）郵送提出の注意事項

①入札（見積）書等が浜松市に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができないもの。

②郵便等による入札参加者は、１回目の入札で落札者が決定しなかった場合、２回目の入札には参加できないもの。

（３）開札の日時　令和７年８月２１日（木）午前９時４５分

（４）開札の場所　浜松市役所（入札室）

６　積算疑義申立て日時等

（１）　受付期間　令和７年８月２１日（木）午後１時から令和７年８月２２日（金）午後３時まで

（２）　提 出 先　浜松市役所（直接、調達課へ提出）

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市財務部調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事一般競争入札心得」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

記

１　課名・入札番号　　中央土木整備事務所　第２０２５００９５７９号

２　工　　事　　名　　令和7年度市道整備単独事業(市)和合49号線道路改良工事

３　その他説明事項

（１）設計書等の受託者

ア　公告３（10）の「１に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

不二総合コンサルタント株式会社　　浜松市中央区初生町８８９－２

イ　公告３（10）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の（ア）又は（イ）に該当するものである。

（ア）当該受託者（各構成員も含む）の発行済株式総額の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

（イ）建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（２）建設リサイクル法対象工事

この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成１２年法律第１０４号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

　　ア　分別解体等の方法

　　イ　解体工事に要する費用

　　ウ　特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

　　エ　特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

（３）一般競争入札参加資格確認申請書、工事費内訳書の提出について

　　　次の様式を使用することし、システムにより提出する場合は、添付するファイルの名称には業者名と様式の名称を必ず入れること。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式－１）

　イ　工事費内訳書　ＰＰＩに格納してあるため参考にすること。

（４）現場（工事）説明書

現場説明は実施しない。

（５）質疑応答書の提出について

質疑のある場合についてのみ、令和７年８月１２日（火）午後４時までに別紙様式－５により提出すること。

（６）その他

以下の用紙等が必要な場合は、入札担当課へ問い合わせること。

ア　「浜松市建設工事一般競争入札心得」

イ　「質疑応答書」

４　浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更することがある。

様式－１

一般競争入札参加資格確認申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公告番号 | 浜松市公告第４４４－１０号 | 公告年月日 | 令和７年７月２２日 |
| 工事名 | 令和7年度市道整備単独事業(市)和合49号線道路改良工事  （課名：中央土木整備事務所　番号：第２０２５００９５７９号） | | |
| 工事場所 | 浜松市中央区和合北二丁目地内 | | |
| 業種ランク | 令和７・８年度土木一式工事　　　等級 | | |

※　配置予定技術者調書（様式－４）は、開札の結果、落札候補者となった者のみ提出すること。

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第４４４－１０号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　代表者氏名

様式－５

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質　疑　応　答　書 | | | ２０２５００９５７９ |
| 工　事　名　令和7年度市道整備単独事業(市)和合49号線道路改良工事 | | | |
| 提　出　日　令和　　年　　月　　日　　　回　答　日　令和　　年　　月　　日 | | | |
| 項　目 | 質　　疑　　事　　項 | 回　　答　　事　　項 | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |
|  |  |  | |

※電子入札システム及びＥメールで提出する場合は、WORD文書を添付すること。

様式－４

**配置予定技術者調書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　配置を予定する技術者は下記のとおりです。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | |  |
| 生年月日 | | 西暦　　　　年　　月　　日 |
| 法令による資格・免許 | | （例）１級土木施工管理技士　　年　月取得  （登録番号：　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請時における他工事  の従事状況 | 従事の有無 | あ　り　・　な　し |
| 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 工期 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 従事役職 |  |
| 本工事と重複する  場合の対応措置 |  |
| CORINSへの  登録 | あり（CORINS登録番号：　　　　　　　） ・ なし |

＜注意事項＞

１　落札候補者は、発注者の指定した提出期限までに当該配置予定技術者調書を提出すること。なお、提出が出来ない場合又は入札参加条件を満たしていない場合は、入札を無効とする。

２　配置予定技術者は、最低１名は必ず記載することとし、２名以上申請する場合には、本様式を複写し、使用すること。なお、実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などとし、書面等の方法により発注者と受注者の間で合意がなされた場合とする。**ただし原則として、**配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者との交代とすること。

　３　法令等による資格・免許が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、実務経験で主任技術者となる場合には、実務経験を確認できる任意の経歴書（最終学歴及び経験内容を記載）を代わりに添付すること。

　４　共同企業体の場合は構成員毎に提出すること。